

北海道告示第 10372 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、市町村から聴取した意見の概要は次のとおりである。

平成 28 年 4 月 15 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ 苫小牧桜木店・コープさっぽろ 桜木店・カフェテラス 三星 桜木店

苫小牧市桜木町 3 丁目 18-4 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社 桜木宏産 代表取締役 加富 潔

苫小牧市桜木町 3 丁目 18 番 27 号

シーズ協同不動産株式会社 代表取締役 會田 彰

札幌市西区発寒 11 条 5 丁目 10 番 1 号

株式会社 三星 代表取締役 三浦 実

苫小牧市字糸井 141 番地

3 市町村から聴取した意見の概要

当該駐車場の利用時間を早めることにより、北星小学校に通学する学童の登校時間帯と駐車場の利用時間が重なることになる。当該駐車場は北星小学校通学路に面しているため、駐車場内へ看板等を設置する等により、駐車場利用者に注意を促し、登下校時の学童の安全確保に配慮していただきたい。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局 中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 4 月 15 日（金）から同年 5 月 16 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで